

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の届出(原子炉冷却系統施設の主要弁・主配管の取替工事))【1】」
2. 日時：令和4年6月7日 10時15分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 設備保全グループリーダー※ 他5名※

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

#### 6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事に係る設計及び工事計画の認可申請/届出の概要について
- ・資料2 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料
- ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画届出書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子炉規制庁の畠山です。これより、四国電力の
0:00:07	配管取替配管改造に関わるヒアリングを開始したいと思います。
0:00:14	それでは、四国電力の方から資料に基づいて説明のほどお願いいたします。
0:00:28	はい。四国電力本店トミオカでございます。説明先立ちましてちょっと資料の確認をさせていただきます。
0:00:36	右肩資料 1 というパワーポイントの資料が一部で衛藤。
0:00:42	右肩資料 2 と資料 3 の、
0:00:46	A4 のAと資料がそれぞれ一部ずつでございます。
0:00:52	お手元にご準備よろしいでしょうか。
0:01:00	原子炉規制庁の畠山です。はい。資料、合計 3 部、そろっております。
0:01:07	はい。それでは担当者の方より説明を開始いたします。
0:01:15	説明保全グループの木村と申します。そうしましたら資料 1 のですね、伊方発電所 3 号機の一次系配管取替工事に係る設計及び工事計画の認可申請届け出の概要について、
0:01:28	というところでこちらの資料を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。
0:01:33	本日につきましては、届け出のに関してフォーカスをして説明をというところでご連絡をいただいておりますので、また、届けに包括したご説明とさせていただきます。
0:01:47	右肩 1 ページ目ですけれども工事の目的を記載してございます。
0:01:52	以下 3 号機ではこれまで配管加工時に生じる効果送金とした応力腐食割れ、強加工緑色ホリによる損傷発生していないが、月吉ライン及びBループの低温側高圧注入ラインにおいては、
0:02:05	製造過程に、製造過程で信頼を用いた曲げ加工を行うことで生じる効果層を有するないかも使用している部位があるため、
0:02:12	揺動予防保全の観点から、新画面を用いて製作した効果層が形成されないまま以下またはエルボへ取りかえを実施します。
0:02:22	また、原子炉冷却材圧力バウンダリとなる、逆止弁点検時の運用性向上のため、Cループの低温側高圧注入ラインの配管ルート変更を行います。
0:02:31	下の図の左側が強化抗力腐食割れの概要になっておりまして真値を使用して明確を行った箇所について、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	強化効力発生応力腐食割れが生じる可能性がある、という絵があるというところでございます。
0:02:46	右側ですが、こちらがCループの低温がコア中のラインの配管ルート変更の概要図を添付してございます。
0:02:57	続きまして右肩 2 ページに、を説明させていただきます。
0:03:01	こちらにつきましては工事範囲をお示ししてございます。
0:03:05	工事範囲は先ほどご説明した加圧器逃しラインと、
0:03:08	AループABCAとか高圧注入ライン、
0:03:12	が工事範囲となっております。
0:03:14	そのうち、届け出の手続き、範囲につきましては、青色ではハッチングしております。
0:03:21	範囲につきましては届け出の範囲というところでお示しをしております。
0:03:29	3 ポツ、右肩 3 ページ目以降が、当該配管の迂回を図を添付してございます。
0:03:37	3.1 の加圧器逃しラインですけれども、左側に示す、色塗りをしております範囲につきましては、届け出の範囲というところでお示しをしております。
0:03:49	また右側には、取りかえを行います主要弁の仕様と、主配管の仕様というところを表、バスしてお付けしてございます。
0:04:03	4 ページにつきましては、ループへの手オガワ高圧注入ラインになります。便につきましては、認可範囲等となっております、届け出の手続きの範囲につきましては配管が対象となっております。
0:04:21	3.3 がAループB、低温側高圧注入ラインになりますこちらにつきましてもループと同じように配管につきましては、届け出の範囲というところでお示しをしております。
0:04:35	3.4、右肩 6 ページの 3.4 ループしてオガワ高圧注入ラインとなっております。
0:04:43	こちらにつきましては、配管のみとなりまして届け出、手続きの範囲となっております。
0:04:52	右肩 7 ページ目以降ですけれども、技術、4.1 技術基準の適合性というところで、こちら認可申請になりますので説明については省略させていただきます。
0:05:04	4.2 が、技術基準規則への適合性の届け出について、審査対象条文を抽出して記載させていただいているものとなっております。
0:05:18	右肩 8 ページが、設計基準対象施設に対する技術基準。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:23	右肩 9 ページが重大事故等対象施設に対する技術基準。
0:05:28	を記載してございます。
0:05:32	こちらにつきましては、
0:05:34	お配りしております資料 3 の、伊方 3 号機、設計及び工事計画届け出書の補足説明資料上での、
0:05:44	別紙 2 の中で、設計及び工事計画届け出に該当する技術基準規則の条文整理表というところで、もう少し詳細に
0:05:55	今回の届け出対象の審査対象条文について整理をしてお示しをしております。
0:06:10	続きまして右肩 10 ページ目以降が、工事計画書の概要というところで、添付の本文と、添付資料についてご説明しておりますが、10 ページにつきましては認可申請ですので、説明を割愛いたします。
0:06:26	11 ページ目つきにつきましては、こちらが届け出の添付しております、工事計画の本文と添付資料の一覧をお示ししております。
0:06:38	目標としましては、一次冷却材の循環設備の主要弁の取りかえ、主、仕様変更なし、同じく循環設備、主配管の取りかえ仕様変更なし。
0:06:48	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備所配管を取りかえ仕様変更なしというところで、4 表添付しております、
0:06:57	一次冷却材の循環設備の主要弁小学校の取りかえのうち、加圧器逃しラインにつきましては、計測制御系統施設のうち、防三級機能を有する設備と兼用というところで、
0:07:09	記載をさせていただいております。
0:07:14	添付資料につきましてはこちらの表に示す通りでございます、こちらの詳細につきましては、
0:07:21	資料 3 の届け出書の補足説明資料の中の、
0:07:26	別紙の 3 の方で、本工事計画における添付資料の店舗の要否の検討結果というのを添付してございますので、
0:07:38	こちらの方でお示しをしているところになります。
0:07:47	2 から 12 ページが工事の工程というところで、ちょうど設工認の認可届け出につきましては、先月、5 月の 30 日、
0:07:57	に申請届け出をさせていただいております。
0:08:02	です金本会納会配管工事につきましては、令和 5 年の 2 月以降のいい方 3 号機の 36 定検での、
0:08:12	工事を予定しております、
0:08:16	それに先立ちまして工場等での江藤城間事業者検査というのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:21	10月、早ければ10月から開始するということで、9月頃に使用前確認申請、
0:08:28	を予定しております。
0:08:32	右肩13ページ目ですけれども、参考としまして、実用発電用減少数の設置運転等に関する規則の別表第1の抜粋を記載しております。
0:08:44	右端の列ですけれども事前届け出を要するものということで、
0:08:49	原子炉冷却系統施設の加圧水型発電用現象施設に係るものの修理であって、次に掲げるものということで、一次冷却材の循環設備非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉局在圧力バウンダに係るものに係る取りかえと。
0:09:05	ということで、今回の加圧器逃しラインの配管弁及びループABC低温側高圧注入ライン配管について事前届け出を要するものとされておりますので、
0:09:16	今回届け出の手続きをさせていただくということになってございます。
0:09:25	右肩14ページ目が、曲げ管の加工方法を参考に記載されておりまして、変更前につきましては、先ほどご説明しましたが、マシンが値を用いた、
0:09:36	以下の加工を行っており、内面が降下する可能性があるということになりますので、変更後と、
0:09:43	ということで診断を用いない前確保をすることで補強加工の応力腐食割れ、
0:09:50	が発生しないようなFO-A管
0:09:52	に取りかえを行うということになってございます。
0:09:58	15ページ目が、参考の3ということで、ループCの提案は高圧注入ラインの配管ルート変更についての概要の説明をし、しております。
0:10:10	燃料装荷後の各段階モード54において逆止弁の鳥居チェックにおいて、弁の分解点検が必要となった場合、現状の配管ルートでは1冷却材の水抜きに伴い、
0:10:22	燃料取り出しが必要となることから、
0:10:25	もうどこのプラント状態でもイベント分解点検赤尾の隣を、Cループの低温側高圧注入ラインの配管ルート変更を行うということになってございます。
0:10:35	プラント起動時の工程の概略を記載しておりますが、燃料装荷後のモード5と4のタイミングで、ババ逆止弁の弁座のリークがないかという確認を実施してございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:48	このタイミングで弁の分解点検、
0:10:51	が必要となった場合に、
0:10:53	現状の配管ルートを通シか 5 日かは左側に記載してございますが、現状の配管ルートですと、
0:11:01	一次冷却材の所管の方に分岐管の今回の工事対象の範囲が、
0:11:07	水平方向に接続しているところになりまして、逆止版の分解点検に伴って、弁の分岐周りの水抜きをするに伴い、
0:11:18	主幹の一次冷却材管の水抜きが必要となり、それに伴い、燃料取り出しが必要となってしまう、そういうような、
0:11:26	現状の配管ルートとなっております。
0:11:29	こちらにつきまして、工事後の配管ルートをとしまして、
0:11:33	今回の工事範囲につきましては、配管のルートの一部立ち上げを行うことによりまして、弁の分解点検を行う際の、
0:11:43	水抜きにおいて、1 角材間の水抜いていうのを、水抜
0:11:49	を、量前、全量の水抜きではなく、配管の
0:11:58	途中段階まで水抜きをすれば、弁周りの水抜きが可能となりますので、そのように配管ルートの変更を行うと。
0:12:08	というようなへ工事を計画してございます。
0:12:15	の資料 1 の説明については以上になります。
0:12:22	はい。原子炉規制庁の畠山です。一通りご説明いただいたものかと思っておりますので、こちら、規制庁側からの質問に移りたいと思います。
0:12:32	規制庁側から質問事項ありますでしょうか。
0:12:52	規制庁鈴木です。
0:12:55	SIのCループのライン変更なんですけど、
0:13:06	SI07 号は、
0:13:12	AとB。
0:13:14	は、
0:13:15	同じような、メンテナンス上のキャットウォークの高さにあって、
0:13:22	Cだ形。
0:13:23	ループ配管より、
0:13:26	下側の、
0:13:28	コンクリート床に近いような、
0:13:31	ところに、
0:13:33	075Cはあるというイメージですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:01	節保全グループの木村と申します。AとBの系統につきましては、届け出A-Aと添付図面の方を見ていただきますとわかりやすいかと思うんですけれども、
0:14:16	届け出側の添付図面の第1-2図と、第1-3図を見ていただきますとわかりやすいかと、と思います。
0:14:27	こちらにつきましてはAとBのラインにつきましては、
0:14:32	一次冷却材管野間主幹よりも、
0:14:36	略し弁A3VSI07号のA、Bにつきましては、情報に位置してございますので、
0:14:46	弁周りの分解点検の水抜が
0:14:51	現状の配管ルートでもできると。
0:14:54	いうところになってございます。しかしながら、0名越につきましては、この1冷却材管の主幹よりも下方にちょっと位置しております、
0:15:05	そのためにちょっと配管ルートの変更が、
0:15:09	をさせていただきたいというところで手続きをするというところになってございます。
0:15:16	辻野スズキです。そこは理解して聞いたんですけど、
0:15:24	ひいグループへの、
0:15:27	SIは、SIポンプはABCとも同じ予定を持っていて、Cグループに、
0:15:37	注入するポンプは要点に対して余裕は若干今ある状態だけど、
0:15:43	配管をAウエダDまで持ってっても、
0:15:48	その高さっていうのは、A系B系のバルブがある高さ、
0:15:55	よりか低い。
0:15:56	ぐらいのイメージ。
0:15:58	で、持ち上げるという、
0:16:00	そういう感じだと思っていいですか。
0:16:08	設備保全グループの木村です。
0:16:12	他の配管ルートの立ち上げの高さが、A系のA系B系の075A、Bの配管の高さとの高さの比較というところのご質問でしょうか。
0:16:28	はい。最終的には
0:16:31	SIポンプの予定が十分足りている。
0:16:35	範囲内で、系統圧損を収まるし、
0:16:39	小高低差も収まるというところを確認したいということで、実際のその位置関係は、
0:16:47	ABよりか高いのか低いのかっていうのを聞いてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:58	セゾングループの木村です。
0:18:00	コア注入ポンプ等での炉心注水につきましては、それぞれの
0:18:09	炉心注水に影響がない範囲内でのルート変更をすることとしてございますので、その中に対する影響はないというところでルート変更を行ってございます。
0:18:22	規制庁鈴木ですそれはわかって聞いてるんです。
0:18:26	どこを通つとるのかっていうイメージを我々掴みたいので、
0:18:30	AループとBループに注入するラインは、多分その逆止弁 075 逆止弁が一番エレベーションが高くてそこから、
0:18:40	ループ側の方に降りてく感じになるんだらうなっていうふうに、ルート図を見てると、
0:18:45	読めるとそれに対してCループはもともと、
0:18:49	メインループよりか下側から持ち上がってくるだけで、入り込んでるような形だったけれども、
0:18:58	そこは、弁のメンテナンス性を向上させるために、
0:19:04	一部ループより高く持ってきたイソノタカオ持っていく高さっていうのが先ほどのケールとDループに注入する逆止弁の高さより、
0:19:14	高いんですか低いんですかってことを聞いているわけなんですね。
0:19:18	そこにまず直接的に答えてください。
0:19:25	東電グループの木村です。失礼いたしました。
0:19:29	共同計算書の、届け出側の共同経産省のにモデル図が掲載されております、
0:19:39	具体的なページ番号を申し上げますと、資料資料 6-3 の 20、2122 のところで解析モデル図を添付してございます。
0:19:52	ご確認いただけますでしょうか。
0:19:58	こちらを見ていただきますってください。
0:20:03	最後のページ番号、もう一度言ってください。
0:20:06	紙の 6-3-20 と 21 と 22 になります。
0:20:11	カイヨイできました。
0:20:13	はい。
0:20:16	式の 3-20、紙の 6-3-20 ページがAとAループになってございまして、
0:20:23	ご質問いただきました、3VSI-075Aは図面の中を上方ぐらいに位置しております、エレベーションの方が●●(非開示情報)メートル、
0:20:35	-1 に設置されてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:40	1 ページめくっていただきまして紙の 6-3-21、Eですけれどもこちらが B ループになってございまして、規制庁一旦ストップさせていただきます 深井情報、基本的に発言をなさらないようにお願いします。
0:20:58	難しい。
0:20:59	今、数字述べられたと思いますけども不開示情報かと思いますが、ご確認いただけますか。
0:21:06	失礼いたしました。そうしましたら、
0:21:13	先ほどの A と C の 6-3 の 20 ページ。
0:21:17	藤衛藤 21-3-6 の 21 ページに先ほどご質問いただいた辨野とエレベーションが記載されてございます。
0:21:29	紙の 3-22 ページが、A ループ C の提案が高圧注入ラインのモデル図になってございまして、
0:21:37	こちらに、こちらご確認いただければ、今回、配管のルート変更を行う箇所のエレベーションをご確認いただけるかと思えます。
0:21:47	はい。規制庁鈴木です。
0:21:49	トップのエレベーションは、
0:21:51	AB に比べて C は、ルート変更後においても 1 点。
0:22:00	6 メーター近く低いと。
0:22:03	そのぐらいだということですね。
0:22:07	ご認識の通りです。
0:22:09	はい規制庁スズキです理解しました。私からは以上です。
0:22:17	ほかに原子炉規制庁側から何かありますでしょうか。
0:22:20	規制庁の伊東です。衛藤。
0:22:23	同じく、ループ C のところで確認をさせてください。ルート変更後においても必要な保守点検を実施できるかという観点からの質問です。
0:22:37	Group C、
0:22:39	の、低温側高圧注入ぐらいの配管について、ルート変更するものについて、製作方法、
0:22:48	いや、施工方法について説明をしてください。具体的には、例えば溶接部がある、あります四つ分の有無。
0:22:58	あるとしたところにありますとか、あとは配管へのアクセス可能性とかそういうところ、
0:23:04	についてご説明ください。
0:23:10	工藤園グループの木村です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	まず溶接線につきましては、先ほどの強度計算書のCでご確認いただいた衛藤椎野 6-3-22 ページ、
0:23:23	の解析モデル図をご確認いただきますと、溶接線の方を
0:23:31	図面上で押しお示しておりますのでこちらで溶接線はご確認いただけるかと思います。
0:23:40	また、その予算線へのアクセス性ですけれども、主ルート変更については、その変更後のアクセス性等も考慮しまして、周辺の干渉物から十分に離隔距離を取った上で、
0:23:50	クルード変更を行うというところにしてございますので、行政線へのアクセスというのは問題なくできるものというところになってございます。
0:24:03	少々お待ちください。
0:25:43	お待たせしました、すいませんちょっと一つずついきますと、今回のCループ、変更後のところで、いくつか溶接、
0:25:52	線がありますと、ここ、ここについては、現場で溶接するのでしょうか構造で溶接するのでしょうか。
0:26:22	現地、設備保全グループの木村と申します。現地溶接の箇所と、工場での溶接を行う箇所いずれもあるところでございますがちょっとどう、どうという先生に対して、
0:26:33	それがどちらかというところをちょっと現段階で、今すぐちょっとオカお伝えるのがちょっと難しいですので、
0:26:40	こちらについては後程のご説明とさせていただけないでしょうか。
0:26:45	はい。わかりました。はい。あともう1点なんですけれども、先ほどアクセス性のところで、十分な距離を
0:26:57	スペースをとっているというところでしたけれども、これについては何か規格に基づいて、
0:27:04	いるもの、或いは四国電力側の作業要領なりに基づいているもの。
0:27:10	なのででしょうか。
0:27:23	四国電力の木村です。今回の配管につきましては、技術基準上でも、試験検査ができるようにというところで、
0:27:34	こちらの配管につきましては、供用期間中検査、
0:27:38	の対象範囲にもなりますのでその検査ができるように、敷設する必要があるというところで、技術基準上もそのような試験検査ができるようにすると。
0:27:50	いうところの要求があるというふうに認識してございますのでそれができるようなルートの配置としているというところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:08	はい。
0:28:10	すいません。今おっしゃったのは技術基準規則の要求でしたけれども、具体的に
0:28:16	どのぐらいのスペースを取るかとかいったところは、何で決まっているんでしょうか。
0:28:36	東電グループの木村ですそれはどれぐらいの離隔距離をといた何らかのこの決まりがあるかという、そういうご質問でしょうか。
0:28:45	規制庁の伊藤です。衛藤。裾野添そういう趣旨です。はい。
0:29:00	当然グループの木村です。すいませんその詳細なこのどれぐらいの離隔距離というところの数値を今、ところでちょっとお伝えするのがちょっと難しいのでこちらにつきましても、後程のご説明とさせていただければと思います。
0:29:27	規制庁の伊藤です。えっとですねすいません具体的に行くどのぐらいの距離かということを知りたいというよりは、こういったアクセス性を確保するというところで、
0:29:41	衛藤、その基準がどこにあるのか、これだと駄目でこれだといいですっていう基準がどこにあるのかということを知りたいということなんですけども。
0:29:53	衛藤。
0:29:55	ご説明いただけますか。
0:30:26	セゾングループのキムラです。先ほどのA棟につきましてですが
0:30:32	先ほど申し上げた供用期間中検査というところで、実際に検査ができるかという、なんである程度この
0:30:40	数値で、これっていうのは、ないんですけどもその検査ができるように、配置をするというところで付けをしているというところでございます。
0:31:15	原子力規制庁の畠山です。今ご説明いただいている中で、
0:31:20	アクセス性アベマークカンダをどれぐらい取るのかっていうところの、基準がどうなのかっていうとイドの方で確認していったところかと思えますけども、昇降電力としては、
0:31:31	基準となる具体的な数値であったりそういったものはない、まずないと。で、実際にアクセス性があるかどうかというものは、社内標準ですか社内。
0:31:42	二次文書等に基づいて、アクセス性があるかどうかというのを現場で確認をしている。それにあたっての具体的な、例えば設計建設規格だったり、維持規格そういうふうな規格類で、具体的に決まっているものは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:57	ないというご回答があったと理解してよろしいですか。
0:32:07	はい。ご認識の通りでございます。
0:32:11	えっと、まず、その時系列とかを踏まえて、江藤資料化していただいてご回答いただければと思いますが、当四国電力として、資料化することは可能でしょうか。
0:32:26	承知しました。そちらにつきて補足説明資料の中に入れ込むというところで認識はよろしいでしょうか。はい。それをお願いいたします。
0:32:37	承知いたしました。
0:32:44	あ、すみません追加で、これは、
0:32:48	細かいと言えば細かいところなんですけど、同じCループのところ、えっとですね、
0:32:56	概要のパワポですとか補足説明資料にアイソメ図が載っているかと思うんですけども、
0:33:03	おそらくこの黒と
0:33:06	黒野仙頭青野線が交わっているところがあると思うんですけど、
0:33:12	これ、多分色落ち色としては、青が上に来るんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:33:28	そーせいグループの木村です。先ほど衛藤申しただいたのは1ページ目等のすると図、パワーポイントで言えば、1ページ目のレッドというところと、
0:33:43	OGと青線の方を上にして現状でも
0:33:51	表現できているかなと思っているのですがそのようになってないでしょうか。規制庁の伊藤です1ページ目の図を今見えていますけれども、
0:34:04	黒野、一次冷却材管Cループ低温側から配管が出ていて、黒野。
0:34:11	配管が出ていって、青の配管に変わって上に持ち上がって、衛藤手前に来ているというところで、これ、交わっているところは、
0:34:23	黒が上ではなくて青が上になるのではないのでしょうか。
0:34:42	キョウデングループの木村です。この青の線と黒の実線の交わっているところの上下関係としまして、
0:34:53	黒線の方へと。
0:34:56	温泉の方が、そういうこと。
0:34:59	衛藤。
0:35:01	クロスしているところが青線の上ではないかということでは言えと。
0:35:07	はい。了解いたします。失礼しました青線の方が上というところで認識は、相違ございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:15	瀬戸イトウですとすいませんその点、それでは図を修正をお願いします。
0:35:25	承知いたしました。
0:35:46	規制庁伊藤です。それではすいません。次の質問に移りたいと思います。
0:35:52	そうですね。
0:35:58	それでは今回取りかえる弁についての質問です。
0:36:05	カツキ。
0:36:06	逃しラインのところで、
0:36:09	配管と合わせて、弁4号にPCV4号にAとBを取りかえると。
0:36:19	いうことですけれども、その理由について説明してください。
0:36:27	何か施工上の理由で行うのか或いはまた別の理由があるのか。
0:36:35	説明をお願いします。
0:36:41	当該弁の弁を配管と一括で取りかえる理由につきましては、取りかえ配管に接続している面について、
0:36:49	溶接試料の確保ですとか施工性の観点も踏まえまして配管と一括して取替えるを行うこととしてございます。
0:37:05	すいません規制庁伊藤です。溶接のところはちょっと聞こえなくてなかったんですがもう一度おっしゃってください。
0:37:14	失礼しました。接合保全グループの木村です。取りかえ配管に接続している弁の溶接試料の確保、
0:37:22	ですとか施工性の観点から、配管と、一括して弁の取りかえを行うこととしてございます。
0:37:51	西口ハタケヤマ所長お待ちいただければと思います。
0:41:05	お待たせしました規制庁の伊東です。今説明のあった溶接後の確保についてなのですけれども、
0:41:15	的にこの
0:41:19	縁辺のところですね、4号にAとBのところの皮つき、
0:41:24	ガーツと、
0:41:26	外側とそれぞれどのような切り出し方をして、どのような、
0:41:34	溶接をするのか、そしてその溶接は現場でやるのか、工場でやるのか。
0:41:41	ちょっと一連の流れを説明してもらえますか。
0:42:28	当然グループの木村です。
0:42:30	カツキのオオハシE弁、周りの江藤溶接につきましては衛藤。
0:42:35	衛藤、加圧器逃し弁のカツキの反対側のところで配管を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:45	上の配管を切り出して、
0:42:47	それよりカツキ側の範囲につきましてこの取りかえを行うというところになってございます。
0:42:56	工場でのA溶接か現地での溶接なるかというところにつきましてはちょっと確認が必要となりますので、お時間をいただけたらと思います。
0:43:20	原子炉規制庁島山です。衛藤。
0:43:25	1個前の質問にもちょっと立ち戻る部分ありますけれども、工場溶接の場所と現場溶接の場所があるということでそれぞれお話いただいているかと思います。
0:43:36	今概要パワーポイント説明資料で出ているようなこの青字の線であったり、
0:43:41	緑字、黄色字で、それぞれ配管のルート書かれておりますけども、ここに
0:43:48	溶接線の色を分ける形でここは現場溶接ですここ工場溶接ですということがわかるようにちょっとまず、ちょっと資料構成補足のほうで充実化をいただきたいかなと思ってい。
0:43:59	というのが1点です。まずう、この点は可能でしょうか。
0:44:07	そちらについては対応可能です。
0:44:09	はい。では溶接が現場なのか、工場なのかっていったところはちょっと資料の充実をお願いいたします。その上で、今回ちょっとお話になりましたちょっと話戻ります。
0:44:23	カツキヒガシラインのところでのこの
0:44:28	452の弁に関して、Bの弁に関しては、施工性の観点とコアの溶接線の鳥井城の関係で、取りかえますということをお話いただいてたかと思います。
0:44:39	で、部分部分も少し確認をしたいのが、4号に、Bのさらに先側、
0:44:48	ヒガシ、
0:44:50	カツキがそ遠い側の方ですね、そちら側の配管を切る形で施工するのか、或いはこの
0:45:01	弁4号に、の弁を切り出して施工するのか、ちょっとその溶接の仕方ですね、
0:45:10	これまで溶接している部分よりも、
0:45:13	配管側を削ることになるのかそれとも弁が削ることになるのか、それはどちらでしょうか配管がわかると思うんですけどもちょっと確認をさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:24	キョウデングループの木村です。答弁の接続する配管のところで、切断をして取りかえを行うというところになってございます。
0:45:50	原子炉規制庁の竹山所長お待ちいただければと思います。
0:47:24	原子炉規制庁の畠山です。今まずいただいたご説明は承知しました。一方で、4号に、Bの外側の配管を一部切るということ。
0:47:39	だとまず認識をしていて、そこは今回の
0:47:43	届け出書の方では、要目表が出てきていないものを切るという形になるかと思えます。で、
0:47:52	今回要目表上に出てこない配管を切るという項に対して、要は申請書上、届け出上ですね、必要がない、届け出の必要ないというところの整理をですね、
0:48:04	まだちょっと資料化をいただきたいと思っております、
0:48:08	おそらくその変更後においてその部分が、4号に、の、
0:48:14	主要便に当たるのでそこについては変更がないで、かつ、弁に関して、戸部が
0:48:22	取替先側の配管のところについてはその長さまで求めたので一部切り出す形になる。そういった形になるのかちょっと説明のところは、
0:48:31	四国電力さんの方でちょっと考えていただきたいんですけども、この
0:48:37	4号にABの外側の配管を切り出すことによってその市、届け出の方の充実が必要なのかどうかというところをちょっと、
0:48:46	一度整理をいただきたいと思ってます。四国電力よろしいでしょうか。
0:48:53	設備保全グループの木村です。
0:48:55	衛藤ですねカツキのオオハシ弁の外側の配管を真木衛藤今回切断して、タカノ取りかえを行うというところで、それそちらがそちらの範囲が、
0:49:06	今回の届け出の範囲にないことの説明を、SS目を補足説明資料等に追加させていただくというところで認識は相違ないでしょうか。
0:49:20	はい。同じ認識でございます。ここ、範囲外の配管に関して、切り出すということですので、そこが範囲外でよいということについてもご説明をいただきたいという趣旨でございます。
0:49:45	四国電力はよろしいですか共通理解でありましたか。
0:49:50	はい。当然グループのキムラで承知いたしました。
0:49:54	はい。井口ハタケヤマさんありがとうございます。続いて質問ありますでしょうか規制庁の方から。
0:50:02	規制庁のイトウですそれではちょっと変わらまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:08	今回の届け出で、適用基準及び適用規格のところについて確認させてもらいます。
0:50:20	今回の審査対象条文になっているところの技術基準規則解釈で引用されて、
0:50:28	いる、
0:50:30	基準や規格と、今回、
0:50:34	届け出書中の
0:50:37	適用基準及び適用規格空欄のものを、見比べてみました。
0:50:44	衛藤。
0:50:45	そこで、
0:50:50	そこで三つほどちょっと確認をさせていただきたいものがありました。
0:50:57	まずは、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針、
0:51:05	二つ目が軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針。
0:51:12	それから、非常用炉心冷却設備または格納容器熱除去設備に係るろ過装置の
0:51:20	性能評価等について、
0:51:22	この三つについては、技術基準規則で解釈で引用されていますが、届け出書の方の
0:51:32	適用基準及び適用規格欄
0:51:36	具体的には
0:51:39	ページ数でいうと、
0:51:43	ローマ数字、
0:51:44	2-3-11-99 と。
0:51:49	ローマ数字 2 の 4-10-3 のところですがけれども、ここの欄には載っていないと。
0:51:56	この三つについては、今回の届け出の範囲とは、
0:52:02	関連がないため持っていない。
0:52:05	ということよろしいでしょうか。
0:52:17	必要全グループの木村です。適用規格、基準につきましては、今回の
0:52:24	審査いただきます技術基準、井元の技術基準適合性の説明が必要であって今回の工認の本文や添付資料の中で使用へと記載している。
0:52:35	規格基準を記載しておりまして先ほど
0:52:43	申しいただきました規格基準についてはこちらに当たらないというところから記載をしていないというところがございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:52:53	規制庁伊東です。念のための確認になりますけれども、先ほど挙げた三つのうち、一つ目と三つ目、重要度分類の審査指針と、
0:53:06	HGSのロッカー装置の性能評価等について、
0:53:11	これは一応届け出書の中で登場してはきているんですけども、これは、この二つは、資料の構成上、
0:53:21	必要で記載しているだけであるという理解でよいでしょうか。
0:53:31	直接保全グループの木村です。基本設計、
0:53:34	経営方針、に基本設計方針につきましては、
0:53:38	細かくこの範囲を記載するということではなくて関係するものを、
0:53:44	全般的に記載をさせていただくような記載の仕方になってございますので、先ほどと、
0:53:54	申し上げます申し上げますいただきました企画につきましては、
0:54:05	ずっと、
0:54:19	失礼しました。すいませんの木村です。ですので
0:54:24	今回の
0:54:28	基本設計方針の方には、今後、今回の工認の説明の中で使用していないものも、
0:54:33	一部ありますけれども、衛藤。
0:54:40	適用規格基準の欄のところにも整理しておりますのは、今回の購入の中で、
0:54:45	なんでしオオエ等その説明の中で使用したものを、NA抜粋して記載をさせていただいているところになってございます。
0:54:57	規制庁の伊藤です。すいませんちょっとページ数をお伝えした方がよかったです。
0:55:02	かなと思ったので10日、衛藤。
0:55:05	お伝えしますと、
0:55:08	まず、ろ過装置の方は2、ローマ数字2の3-11の。
0:55:13	91のところでは登場していますこれは基本設計の、
0:55:18	中ですね。
0:55:19	それから、重要度分類。
0:55:22	審査指針の方は、QMS関係のところ、
0:55:27	ローマ数字4の、
0:55:30	2、
0:55:31	それから、添付資料。
0:55:35	市野。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:36	新野。
0:55:37	1-2。
0:55:39	のページに出てきています。
0:55:44	もう一度確認ありますが
0:55:47	ここについては今回の届け出ショートの内容とは関連していないということでしょうか。
0:56:13	横切保全グループの木村です。こちらの適用規格基準のところに記載しております規格基準につきましては、各設備の設計や製作に適用する、基準規格、
0:56:24	につきまして、記載をしているということになりますので、先ほどのご紹介いただきました、各自基準についてはこちらには、
0:56:34	設計正確政策に適用する基準ではないというところで、記載をしていないと、そういう整理になってございます。
0:56:43	規制庁伊東です。江藤はい各設備の設計製作に使っていないものであるということでは、承知いたしました。
0:56:52	続けて、
0:56:56	許可整合性に関して、質問をさせていただきます。
0:57:04	本届け出においてですね、許可整合性に関する説明書が、
0:57:09	ついていますと、で、そのページを見るとですね添付資料の、
0:57:16	1-1-1-1。
0:57:20	目を
0:57:22	発電用原子炉の設置の許可との整合性というところで、今回の
0:57:28	設置及び工事の計画のうち、基本設計方針、及び機器等の主要仕様表の届け出に係る内容は、
0:57:37	設置変更許可申請書本文、
0:57:40	5号の基本方針に記載がなく、
0:57:42	今回の設計及び工事の計画において詳細設計を行う。
0:57:47	ものであるというふうに書いてあります。
0:57:50	一方ですね、
0:57:53	新規制のときの、工事計画認可申請書、
0:57:58	を見てみたところですね、
0:58:01	例えば原子炉冷却材圧力バウンダリなんかもそうですけれども、それについては、
0:58:07	許可との整合性の説明にあたって、比較表がつくられているんですね。
0:58:14	設置許可申請書等、設置変更許可申請書等へと添付書類8、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:21	の該当事項と工事の計画該当事項。
0:58:24	を並べたような表が作成されています。
0:58:29	許可との整合性についてですね、新規制の時と今回と
0:58:36	整理が異なるというか記載が異なっている理由を説明してください。
0:59:03	保全グループの木村です。
0:59:05	今回の届け出に、の範囲につきましては、
0:59:13	例えば要目表、
0:59:16	ご説明させていただきますと、
0:59:31	藤新野さんの、4-1 のカツキオオハシ弁、3 ページ分 4 号にB、
0:59:39	Eにつきましては、
0:59:42	今回の届け出の対象としまして、
0:59:47	弁箱でありますとか弁ぶたの新法。
0:59:51	の当間仙波工区でありますとか豊前弁蓋の取りかえというところが今回の届け出の手続きの
1:00:02	対象となっております。
1:00:06	こちらのベンダーであったりこの弁蓋。
1:00:10	というところの詳細な記載につきましては、設置許可の本文 5 号にあと
1:00:21	計画の中で詳細な設計を行うというところになりますので、
1:00:28	今回の資料 1 の機構との整合性につきましては、衛藤。
1:00:33	現状のような記載になっているというところでございます。
1:00:53	いずれにいたします中途少々お待ちください。
1:02:31	規制庁伊藤です。今ご説明いただいた内容についてなんですけれども、
1:02:41	確かに要目表のところは、まずそれは当然設置変更許可申請書の中には入っていないSIMMER. 発の中に入って、
1:02:53	いませんということはわかりますが、
1:02:58	多田衛藤。
1:03:01	仕組みとしては、設置変更許可申請書の基本方針があつてそれから、当時、設計工事計画の基本設計方針、
1:03:10	実おりにくる。
1:03:11	というものなのでおそらく整理としては、基本方針に変更がない基本設計方針の変更が、
1:03:19	ないというところ。
1:03:21	なのかなと、推測はしています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:26	なので
1:03:29	どういうところをここへと。
1:03:36	というところがですねこの記載ぶりだと。
1:03:40	そもそも設置変更許可申請書の基本方針に記載がなくというふうに書いて、
1:03:45	あるのでここには非常に違和感があるんですけども、
1:03:52	はい。ページ数は資料 1-1-1 のところですね、2 ポツの
1:04:00	一段落目ですけども、
1:04:02	すいませんここについて見解を教えてください。
1:04:33	保全グループの木村です。先ほどのコメントいただきました件につきましては、
1:04:40	今ちょっと社内の方で一応記載の方についてちょっと相談をさせていただいて、
1:04:45	必要に応じてニュースが必要となりましたらまた、江藤さんについては修正をさせていただきたいと思っております。こちらについてはまたご相談をさせていただけますと幸いです。
1:05:03	原子炉規制庁竹山です。まず、ちょっとご回答いただきたいと思いますので、
1:05:10	今回の許可との整合性で基本設計、
1:05:14	今、資料 1-1 の 1/2 のところを読み上げますが、今数字で読み上げますが、
1:05:21	今回の計画の時基本設計方針の届け出に係る内容は、許可の本文の基本方針記載がなくってというのは事実か、そうでないか、そこにご回答いただけますか。
1:05:32	でも、
1:05:34	見ていただければすぐわかると思うんですけども、
1:05:37	許可にも届け出、今回の時においても、原子力きな臭い圧力バウンダリ、どちらも登場すると思うんですけども、
1:05:46	この記載がなくってというのは事実でしょうか。
1:06:37	原子炉規制庁常盤です。ちょっとまた改めて確認をいただきたいと思いますと思うんですけども、まず、許可にも、今回の申請の内容にも原子炉冷却材圧力バウンダリというのは、まず記載は、
1:06:49	あるんですねちょっと後程確認いただければと思うんですけども、
1:06:55	その上でちょっと確認をさせていただきたいのは先ほどもしそこが共通認識だということであれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:04	事故くう電力が考えたいとおっしゃっていたのは、この基本方針に記載がなくという記載ぶりについて、
1:07:12	意味合いとしては、
1:07:16	今回の申請によって基本設計方針が変更がないから、新規受震基準のときの、
1:07:23	規制から変更がないため、
1:07:26	今回には影響しないということをご説明したかったけれどもそこが、説明ができていなかったので充実化を図るかどうかを検討したいとご回答があったということでしょうか。ちょっとその、
1:07:37	持ち帰るとしている内容、ちょっと詳細に回答いただければと。
1:08:32	工藤前グループの木村です。現状の記載の意図としましては、
1:08:42	今回の届け出に係る内容としましては、加圧器逃がし弁で言いますと、要目表で言いますと主要寸法、
1:08:52	であったりとか材料の部分の当間取りかえと、
1:08:57	いうところが届けに係る内容というふうに考えてございまして、こちらについては、本文 5 号に記載はないと。
1:09:07	いうところになってございます。基本設計方針につきましては、今回の届け出の中では変更をしてございませんので、
1:09:18	記載の意図としましては届けに係る内容は、要目表の答弁胎便ばメンバー小上ぶたってところが対象になるので、こちらについては、
1:09:29	本文 5 号には記載はないので現状のような記載にしていると。
1:09:33	そういう趣旨で現状の記載をしてございます。
1:09:44	原子炉規制庁武です。その上で持ち帰るとしていた内容についてご説明いただけますか。何について、検討される予定なんでしょうか。
1:10:11	すいません四国電力の瀧川と申しますけど、先ほど木村が申しました内容では、
1:10:18	記載としては不十分というご認識でしょうか。
1:10:27	私、
1:10:31	規制庁スズキです。
1:10:33	我々が何を気にしているのかっていうところを理解されずに持ち帰るっていうところだったので、
1:10:40	何を持ち帰りたいかってお聞きいただけなんですけれども。
1:10:44	疑問に思っているのは、資料 1-1-1-1 の、
1:10:50	それは主Eのページでいうと、2 ポツの、
1:10:56	1 行目のところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:58	工事の計画のうち、
1:11:01	基本設計方針及び機器等の主要仕様表の、
1:11:06	届け出に係る内容は、
1:11:09	清地区が申請書の本文 5 号の基本方針に記載がないって書いてあるので、
1:11:15	基本設計方針に書いてある変更がない内容と、本文 5 の基本方針は、
1:11:21	と記載がそれぞれあって、
1:11:23	それについては、
1:11:25	許可との整合があるという説明になってある、なっている必要があるはずなんですけど、
1:11:32	これ申請の時ですね。
1:11:35	なのに、
1:11:36	今この文章で、基本設計方針は、本文 5 号の基本方針記載がないって説明がおかしいんじゃないですかって聞いてるだけなんですよ。
1:11:46	で、先ほど来、四国電力が答えてるのは、
1:11:50	機器等の主要仕様表の届けに係る内容は本文 5 号の基本方針記載がないっていうことを、
1:11:57	言ってるだけなので、ここの記載が、
1:12:01	適切であるので、直す必要がないと思っているのかそれとも、いやこの記載方法だとちょっと、
1:12:08	記載の内容だとちょっと誤解を生む恐れがあるので、ここは適正化した方がいいと思ってるのかそこを教えてくださいっていうふうに聞いてるんです。わかりますか。
1:12:19	四国だけ、ちょっと趣旨は、はい。杉さんのおっしゃる趣旨は理解しておりますので、ちょっとこの工事のうち当初我々は届けに係る届け出のトリガーとなったところだけを申して、
1:12:33	上げと、そういう意図で書いておったんですけど、工事の計画、全般についてということでもっと修正させていただこうと思います。
1:12:42	よろしくお願いします。
1:12:44	規制庁鈴木ですよ。要するに、機器等の主要仕様表。
1:12:49	だけ、
1:12:51	取りかえるといった要するに要目表で言ってる動作としている。
1:12:56	部分だと思いますけれども、その動作って書いてある部分の内容は、
1:13:00	本文 5 号の基本方針には記載がないということをお願いしたいという趣旨でよろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:07	はい。今回届け出となったトリガーとなった範囲、そこを、基本方針及び使用仕様表の申請に係る内容という。
1:13:18	主語は、そういう意味で書いてると。
1:13:21	いう位置付けでございます。
1:13:23	成長する規制庁スズキです。お互いの認識は、
1:13:27	取れましたので、誤解がないような記載。
1:13:31	であるということを我々がやっぱり理解したいので、その辺については、ちょっと今後の検討結果をもう一度ご説明していただければ結構かと思えます。よろしく願います。
1:13:43	了解しました。
1:14:09	規制庁のイトウですそれではちょっと次の質問なんですけれども、資料、届け出書のローマ数字 2 の、
1:14:20	3-11-99、適用基準と規格の
1:14:26	ところを見ていただきたいんですが、
1:14:32	ここで誤記があるというところで、
1:14:36	応力腐食割れの発生の抑制に対する考慮のところ、最後に設計建設、
1:14:47	規格とあるべきところが、機能ではなくてす。
1:14:53	施栓の紙、見る方の、
1:14:56	見る方のというか、違う感じになっているのでここは直してもらいたいです。
1:15:10	場所わかりますでしょうか。はい。
1:15:13	そうです。
1:15:15	ご指摘ありがとうございます衛藤修正させていただきます。
1:15:20	水木規制庁イトウです。承知しました。
1:15:34	原子炉規制庁島山です。今回、ご提出いただいております資料の 1、
1:15:41	13 ページをお願いいたします。
1:15:47	参考としてつけていただいております。
1:15:51	炉規則の別表第 1 の抜粋ですけども、今回工事の種類のところ、3 番の原子炉理学系統施設、
1:16:00	についての認可を要するものと、事前届け出を要するもので、それぞれご説明をなされているかと思えます。で、
1:16:08	今回、この表で挙げられたのは原子炉冷却系統施設だけ挙げられているかと思えますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:15	11 ページに立ち戻ってもらうと、原子炉冷却系統施設だけじゃなくて計測制御系施設に関しても工事計画の内数ですよということでご説明されていて、
1:16:26	ここにされている抜粋というのは、冷却系統施設だけをちょっと引用されている、その趣旨はちょっと確認させていただきたいんですけども、これは記載の漏れでしょうかそれとも、
1:16:37	人だっけに処理が系統施設だけを書いているのか、ちょっとどちらでしょうか。
1:16:47	当然グループの木村です。
1:16:51	こちらにつきまして参考 1 の 13 ページにつきましては、事前届け出を要するものの今回の届け出を要する。
1:17:01	ことになりまして別表のところを抽出しています用紙記載をしているというところがございます。
1:17:10	しかし 11 ページにも記載しておりますけれども、今回の取りかえ範囲につきましては、計測制御系統施設、
1:17:19	県有する範囲が含まれてございますので、こちらについても、今回のハットリは改版イトウ兼用しているというところで、
1:17:31	今回のご計画の中に記載をしているというところがございます。
1:17:41	原子炉規制庁畠山です。炉規則の別表第 1 に照らすと、計測制御系の設定表はあると思っていて、そこを照らすとそこも該当だということだと。
1:17:52	兼用だとしても、該当だということだと思っておりますけども、そこに見解の相違がありますかね、ちょっと。
1:17:58	その別表第 1 に照らし合わせたときに、
1:18:02	計測制御施設は該当しない。
1:18:04	と言うことを試験用だと、該当しないと言いたいのか、そこを確認をしたいんですけども。
1:18:53	当然グループの木村です。計測制御系統施設としましては、この事前の届け出を要するものというところに記載、
1:19:03	するところがありませんので 13 ページについては、
1:19:08	原子炉冷却系統施設について事前届けをするものとし、して別表臨床冷却系統施設のみと記載しております。
1:19:34	えーと、
1:19:36	技術市長竹尾です。確認ですけども、今回の届け出の、
1:19:43	ところで言うならば、ちょっとお待ちください。
1:19:52	申請届け出書の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:19:54	2 の、
1:19:56	アルファベット 2 の 2/Eのところ、届け出範囲の目次が出されているかと思います。
1:20:03	ここで原子炉冷却系統施設が出ていてかつ、計測制御系統施設も出ているかと思ってますんで、これは、
1:20:13	炉規則の別表でいうところの、
1:20:16	もうそれぞれ元レート継続制御、
1:20:19	系統施設、それぞれ表示が出ていて、これに基づいて資料が出されているものかと思います。他方、
1:20:28	補足説明資料の記載ぶりですと、
1:20:32	13 ページだけを見ると、原子炉冷却系統施設だけを、
1:20:37	申請対象としている。
1:20:39	下のように読めますので、そこについては記載の適正化として、原子炉系統、冷却系統施設だけでなく、計測制御系統施設も、
1:20:50	道標として付け加えただけのが適切だと思うのですがその見解をお聞かせいただきたいと思います。付け加える必要があるかと思ってます。
1:21:30	すいません四国電力瀧川ですちょっと説明があれだったかと思いますが
1:21:35	継続性 5 系統施設につきましては、該当するものはございませんので、13 ページにはちょっと書きようが、
1:21:44	前項向こう書いて該当しませんという書き方になっちゃうんでちょっと紙面上よろしくないかなと思って今、回答するだけところだけ抜粋して書かせていただいております。
1:21:55	で、今畠山さんのおっしゃる趣旨でいきますと補足説明資料の方に、
1:22:00	もう現レート、計測制御施設の全項目を書いて、
1:22:05	こちらがこの限定のここだけ該当しますというようなちょっと記載を、補足説明の方に追加させていただきたいと思います。いかがでしょうか。
1:22:41	水木社長畠山さん、ちょっと少々お待ちいただいてよろしいですか。
1:25:01	原子炉規制庁の畠山です。
1:25:05	まずちょっと、
1:25:07	お互いがちょっとすれ違いをしている部分があるかなと思うので、1 個ちょっと整理をしたいと思いますが。
1:25:15	四国電力から先ほどご説明いただいた記載がないというのは、別表第 1 に継続制御系統施設がないという意味ではなくて、今回の申請、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:26	その中で、要目表としては出てこないようは省略されているので、
1:25:32	ここの別表第 1 の抜粋に入れなかったというご説明でしたか、ちょっとそのの。
1:25:37	ナイトウ社でどこの具体的なところ、
1:25:40	ちょっと確認させてください。
1:25:51	すいません四国電力竹尾です。兼用として計測制御施設は書いてございます。
1:26:00	そうですね。届け出書の中に金融として、要目自体は省略されていたとしても、書いてはありますよね。で、先ほどないとおっしゃってたのは、何に対して何がなくないとおっしゃってたんでしたっけ。もう一度よろしいですか。
1:26:21	すいません別表第 1 の、
1:26:25	継続性よ系統施設の
1:26:29	記載に該当するものがないと。
1:26:33	先ほど申し上げました、
1:26:38	別表第 1 って今ご覧になれますか。
1:26:42	はい。手元でございます。
1:26:44	はい。金属制御系統施設、別府第 1 の 4 ポツ行ってもらった上で、
1:26:51	その届け出のところで、加圧水型に係るものの種類であって、次に掲げるものっていうのが、
1:26:59	あるかと思えます(2)のところで、ホウ酸注入を有する設備ってありますけども、これは今回該当ではない。
1:27:19	すいません設備としては該当すると考えております。
1:27:23	ということであれば、今のはないというよりは、あるということよろしいですか。
1:27:32	ちょっとすいません。あと、その外設備として該当しますが、
1:27:39	性能または強度に影響を及ぼすもの、
1:27:42	いうところ。
1:27:43	に該当するかどうかというところの認識共有が、
1:27:47	どうかということですかね。
1:27:56	ご趣旨としては、性能または強度に影響を及ぼすものではないので、
1:28:04	届け出の対象ではないとおっしゃってる。
1:28:07	ということですかね。このVIPに照らすと、
1:28:41	すいません

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:45	性能及び強度に影響するものとしてですね工認ガイドがございますけど、
1:28:53	工認ガイドで性能、または強度に影響を及ぼすものというのは、工認工事計画の記載の変更を伴うものと、
1:29:02	いうふうに書かれてございますので、ここには該当しないのかなと我々考えて、今回届け出させていただいております。
1:29:24	原子炉規制庁の武山です。ちょっと少々お待ちください。
1:33:54	原子炉規制庁島山です。まず、四国電力、まず、小俣瀬下で出向電力の方で、今お話がいただいた、
1:34:06	計測制御の
1:34:08	ところでいうと性能または強度に影響、ご質問、
1:34:13	これに該当しないという、
1:34:15	ところで、別表。
1:34:17	に該当しないとご説明いただいたのは、まず説明として理解しました。で、
1:34:23	他方を、
1:34:25	届け出としては、これを届け出の範囲としているところは、
1:34:32	どういう整理で今回届け出の範囲だったんでしょうか
1:34:35	別表から照らすと該当しないという整理であれば、
1:34:39	届け出の、
1:34:41	目次。
1:34:43	であったり、この要目としてその省略されてますけど、出てくる。その趣旨が、
1:34:49	少しわからなかったもので、ここはどういう理由で範囲とされているのかちょっとご説明いただけますでしょうか。
1:35:27	すいません。四国タキガワですけど、すいませんちょっと
1:35:32	島山さんのおっしゃる数字もわかりますのでただの位置付けを、
1:35:38	改めて整理させていただければと思います。
1:35:42	お願いします。
1:35:46	原子炉規制庁の島山です。今、回答できる情報は特段ないですか。
1:35:58	はい。ちょっと申し訳ございませんちょっと整理させていただければと思います。
1:36:04	はい。では別表第1で書かれていることと、それに基づいてどのように届け出をなされていたのかっていうその整理ですね、ちょっとそこを、
1:36:13	もう一度整理していただいた上で説明いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:24	ちょっと見せていただきますちょっと、少々お待ちください。
1:37:14	原子炉規制庁畠山です。衛藤。
1:37:17	今回、当資料に基づき届け出の範囲について確認をさせていただきます。
1:37:23	こちらからの確認は以上となります。で、今回、別途でご提出いただいております認可申請の資料について、
1:37:34	今日は以上となりますので、また改めて確認をさせていただきたいと思っておりますので、
1:37:39	別途ご提出いただいております噴火申請側で、
1:37:44	ちょっと時間も押しておりますけれども、何か特出してご説明したいこととか、四国電力側からあれば、ちょっと手短にお願いします。
1:37:55	お願いする形になりますけれども、何かあればご説明いただければ。
1:38:03	東電グループの木村でございます。
1:38:06	認可申請書側ですけれども、
1:38:08	耐震計算書におきます資料、
1:38:14	5-4-17 ページと、
1:38:17	西、同じく資料 5-4 の 23 ページに、耐震計算の解析モデル添付してございますけれども、
1:38:26	こちらについてトスネット接点の追加等の記載の充実が必要な箇所がございますので、こちらについては、今後補正にて記載を充実させていただきたいと。
1:38:37	いうふうに考えてございます。以上です。
1:38:45	すみませんページ数の確認ですけれども認可申請書のほうの資料 5-4-17 と 23 でよろしいですか。
1:38:57	規制庁伊藤です。
1:39:00	当然グループのキムラですご認識の通りです。
1:39:04	ちなみにその接点設定の追加というか記載の充実化というところですけども耐震計算そのものには影響しない。
1:39:16	ところなんでしょうか。
1:39:23	四国電力平田です。方が該当いたします。
1:39:29	はい。ご認識の通り、今回は、記載を充実化させて、説明性を向上することを目的とした動補正の依頼でありまして
1:39:41	耐震評価の解析評価自体は、正しいものであって変更はございません。
1:39:49	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:51	規制庁伊藤です。ちょっと物を見てみないとということありますが、はい。わかりました。
1:39:59	ちなみに補正の時期としてはどの、いつごろを考えてますか。
1:40:08	すいません四国電力瀧川です今後のちょっと申請審査の状況も踏まえてまたご相談させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
1:40:17	はい規制庁イトウです。わかりました。
1:40:42	原子炉規制庁島山です。全体として承知いたしました。
1:40:47	で、
1:40:48	ちょっと今回、何点か指摘をしている部分がありますので、その指摘に関して、コメントに関してですね振り返りといいますかお互い共通認識のためですね、
1:40:59	ホワイトボードという形でメモをとってありましたら共有いただけるか、或いはその
1:41:04	そちらでメモをとってあります内容を読み上げるという形で、
1:41:07	お願いしたいんですけども、メモとかを取られておりますでしょうか。
1:41:14	可能であれば読み上げをお願いしたいと思います。
1:41:40	鉄道線グループの木村です。
1:41:44	本日はご指摘と、あと、このコメント等いただいたところにつきましてこちらの認識をご説明と説明させていただきます。
1:41:55	まず資料1の1ページ目の、
1:42:00	シール部低温側のエダ配管フードのところの、ちょっと図面の適正化をさせていただこう、いただきます。
1:42:11	あと2点目ですけれども、
1:42:15	炉カツキ逃しライン、A-A切断箇所につきまして、
1:42:25	バスそれがとかその紙面の外側で切断するということになりますがこちらについて、届け出の範囲として含める必要がない理由。
1:42:36	補足説明資料に反映するというところのコメントをいただいていると認識してございます。
1:42:47	またAとCループのA点は高圧注入ライン。
1:42:52	Aにつきましても、
1:43:03	溶接線A-A現地溶接か、工場溶接かというところを図面上でご説明させていただきます。
1:43:14	というところをコメントさせてコメントいただいているというところの認識をしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:26	続きまして計測制御系統施設と、
1:43:29	というところで、今回別表に該当するところがありませんが本文の方に、現状記載していると。
1:43:40	いうところの考え方の整理、
1:43:43	説明するというところ。
1:43:46	もうちょっと後、コメントいただいていると認識してございます。
1:43:56	あと適用規格、
1:43:59	のところ、
1:44:00	につきましては、設計建設規格のところの、
1:44:06	記載、動きについてご指摘いただいておりますので、そちらについても今後、修正をさせていただくというところになっているかと思っております。
1:44:29	あと町福士の低温側注入ライン、につきましては離隔距離でありますとかますスペースが
1:44:37	確保されているかというところを補足説明資料に、
1:44:42	盛り込んで説明することというところでご指導いただいておりますので、こちらについても、
1:44:49	今後反映させていただきたい。
1:44:51	いうふうに考えてございます。
1:45:00	続きまして許可との整合性ですけれども、本文 55、説明につきましては、現状の記載、あと保護の基本方針記載がなくと、
1:45:12	というような記載になってございますけれども、こちらについて記載、
1:45:16	の検討するというところ。
1:45:19	オオノコメントをいただいていると。
1:45:21	認識してございます。
1:45:42	以上と認識しているんですけれどもその他の追加ございましたでしょうか。
1:45:52	規制等のイトウです。今おっしゃった、今説明のあった中で念のためなんですけれども、Cループの衛藤アクセス性というかスペースをとるところについての説明は、
1:46:05	単にこれくらい。
1:46:08	スペースがあるからOKですという説明ではなくて何に基づいてやっているのかというところがわかるように、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:18	先ほど中に文章に書かれているみたいなような話も聞きましたけれども、何に基づいてそういうふうに関決関決しているのかというのがわかるような説明をする、お願いします。
1:46:36	承知いたしました。
1:46:38	超えて原子炉規制庁竹山です。
1:46:41	おそらく社内文書で定められているってことだと思いますけども、単に社内文書に定められているだけではなくて、社内文書で定めているその具体的な内容、定性的な回答かもしれませんけども、
1:46:51	どういったところを関関を対象としているのかっていうところも踏まえてですね、どのように空間を取るのかっていうところの社内文書でのその基準ですね。
1:47:01	もう、わかるように記載いただければと思います。
1:47:03	単にちょっと社内文書に基づいてるっていうだけではない。
1:47:07	4人。
1:47:07	いただければと思います。
1:47:13	承知いたしました。
1:47:58	原子炉規制庁の竹山です。
1:48:01	では、スケジュールの方に進みたいと思いますけども、まず、今回の届出に関しては、
1:48:08	まず届の30日の期限が確か6月の29日だったかと認識をしておりますんで、これまでに関関をすべて完了させる必要性がありますので、
1:48:21	かつ、今回でいうと、補正に繋がる恐れのあるものが出てきているものと認識しております。
1:48:29	ですので、
1:48:31	補正を前提として、そのスケジュールを関関をさせていただきたいと思えます。
1:48:39	と、今日が、
1:48:41	8月、6月の7日ですので、まずちょっと事業者の方で、いつまでに資料、
1:48:48	今回の指摘に関して資料を作成できるのかっていうことをご回答いただきたいのとで、
1:48:55	それに踏まえて、補正が、
1:49:00	何日ぐらい、ちょっと持田さん。
1:49:04	ちょっと長お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による関関はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:15	すいません規制庁の関ですけどちょっと、スケジュール立てるにあたって、
1:49:20	ちょっとこちらの事情等も申し上げます。それでまず、届け出と認可二つお出しになられてますけれどもまず私たち、届け出の方が6月29日という期限がありますので、
1:49:34	ありますし、それに対して、お互い延長かけるということは今のところそういうような案件ではないと思いますので、まず届け出の方6月29日までに、
1:49:47	仕上げることを第1に考えたいと思います。
1:49:52	それでその上でですけどハタケヤマ言った通り補正は多分必須かと思えますので補正を、
1:50:01	見据えたスケジュールを組みたいと思います。それで雑駁思ってるのはやはり補正は最終的には29日の1週間前までにはきちんといただくということ。
1:50:12	が私たちとしては必須だと思っております20日ですね。はい。そうするとあとそちらの補正に関わる処理とかを含めると、
1:50:25	どの辺までに、その補正の内容が確定している必要性があって、それに対して、今含めた回答をいただいて1回で終わるのか。
1:50:38	もうちょいいるのかっていうところが多分必要だと思ってます。
1:50:43	なので補正の方向性15日ぐらいまでにある程度確定をしておくということ、それからちょっと私たち最後もう1回見切らないといけない部分ありますので、その部分はちょっと今週いっぱいぐらいまでお時間いただいて最終的に9として投げるってというような形で進んでいくかと思えます。
1:51:00	その上で、四国電力の方で大体どん、15人、
1:51:06	補正20日まで出すには大体どんな認識でいるのかっていうところを少し、今回の資料の提出含めてですね、語っていただけるとありがたいと思います。お願いします。
1:51:20	はい。四国電力瀧川でございます。本日いただきました資料につきまして、速やかにちょっと準備させていただきまして来週の頭、
1:51:31	13目標で、
1:51:33	とりあえずご提出させていただきまして、
1:51:36	今関さんおっしゃいました、15日ぐらいにまでに、もう一度こういう場でご説明させていただけたらなと思っております。
1:51:48	で、その後1週間程度、松森22日、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:51:52	までに補正させていただきたらなというスケジュールで、今思っておるところでございます。
1:51:59	以上です。
1:52:09	はい規制庁の鈴木です。
1:52:12	そうですね。一応わかりましたが、15日2、
1:52:19	残りの、ちょっと大分読んでいますけどちょっと何かあった時に15日に、
1:52:27	最後申し上げて、20日の補正に間に合うようなスケジュール感で大丈夫ですかね。
1:52:34	13日出すというところも行く、もうそのラインしかないと思うので、数そういう形で進めたいと思いますけどちょっと共通認識になってるかどうかだけお返事ください。
1:52:45	今週中に他のその他の部分ご確認いただけるということでございますその部分もし出てきましたら
1:52:54	その都度でも結構でございます支社のものに申し上げていただければ、ちょっとこちらで準備、
1:53:01	させていただきます、
1:53:03	15日には認識合わせさせていただけたらなというふうに思いますが、
1:53:09	いかがでしょうか。
1:53:20	関です。ちょっと大小、
1:53:26	あると思いますけど最終的にはちょっと、
1:53:30	中、
1:53:33	うん。
1:53:34	弾を早くつけられるのであれば1回早くヒアリングをするってということだと思うので、
1:53:40	ジュース4、
1:53:42	ぐらいにヒアリングをしましませうかね。はいちょっとそんなラインでちょっと具体的なところは、担当の方から連絡させますのでよろしくお願ひしたいと思います。
1:53:52	あと、認可の方についてはほぼ、
1:53:57	ちょっと先ほど記載の充実化っていうお話をされてましたけれども、
1:54:04	そういうレベル、そういう話なのかどうかというのをちょっと提出いただいてから確認をしたいと思いますので、提出、補正別に待っていただかなくても結構なんで水室する必要があればしてもらおうということかと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:18	それで審査会は7月のどこかでやる予定にしておりますのでそれまで において、
1:54:28	届け出のめどがついたところ、
1:54:31	で、話を進めていくということになるかと思いますのでよろしくお願いします。 私からは以上になります。
1:54:38	はい。四国電力瀧川でございます
1:54:42	まず届け出の方は会合はなしということで認識はありますでしょうか。
1:54:49	規制庁のセキ図は基本的にはありますし、
1:54:53	はい。はい、了解しました。民間の方は関さんもおっしゃられた通り、介 護までには補正、
1:55:01	する方向で考えていきたいと思えますので届け出の内容も踏まえて補正 する箇所も出てこようかと思いますので、
1:55:09	あわせてさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
1:55:13	はい規制庁のセキですわかりました以上です。
1:55:20	技師規制庁畠山です。全体として以上となります。お互いよろしけれ ば、本日、これをもって本日のヒアリングを終了させていただきたいと思 いますが、
1:55:30	四国電力よろしいでしょうか。
1:55:32	はい、結構でございます。はい。では本日のヒアリングは終了させてい ただきます本日ありがとうございます。
1:55:38	どうも、ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。